

第141期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

株式会社 **ニチリン**

上記事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行に関し、取締役会は取締役会規則に基づく適正な運営により、取締役の職務執行を監督するとともに、取締役相互の意思疎通を図り、法令および定款への適合を確保する。また、取締役会の運営および取締役の職務執行に関する社外取締役および監査役からの意見には適切に対応し、その有効性確保を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令で定められた議事録等の文書をはじめ取締役の職務の執行に係る情報（文書および情報には電磁的記録を含む。以下同じ。）について「文書管理規定」に基づき、定められた期間につき適切かつ確実に保管し、その閲覧を可能な状態に維持する。

なお、情報セキュリティの重要性を認識し、職務の執行に係る情報は、社内規定を定め、適切に保存および管理する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は、「グループ子会社管理マニュアル」において、グループ子会社の当社への報告を要する事項を定めており、各子会社に対して、業績報告、株主総会や取締役会での業務の適正を確保するために必要である重要な意思決定の状況、重大な事件や事故・または訴訟の発生、その他必要な事項の報告を義務づけている。

更に、「グループ子会社管理マニュアル」では、グループ子会社が当社に対して事前承認を要する事項を定めており、当該事項については、当社の決裁を義務づけている。

④ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、グローバルな視点に立った経営を推進するとともに、公正・透明な経営を行うことにより、株主・取引先から高く評価され、社会からも信頼される企業グループを目指すことを基本方針とし、「ニチリングループ企業行動憲章」・「ニチリングループコンプライアンス方針」を定める。

この方針に従って、当社および各子会社は、リスク管理体制・法令遵守体制を整備する。

また、当社は、「グループ子会社管理マニュアル」および「グループ子会社管理基準」を制定し、グループ子会社が実施すべき基本事項を定め、その遵守状況を監視することで、企業集団における業務の適正性の維持・強化を図る。

更に、当社グループとして「財務報告に係る内部統制」体制を整備し、その適切な運用・管理を図る。

1) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、経営目標を大きく妨げると予測されるグループ全体のリスクの管理については「経営会議」において行う。

当社および各子会社は、品質・環境・安全等のリスク管理については、各委員会により専門的な立場からモニタリングを含め遂行する。

なお、情報セキュリティに係るリスクは、優先順位の高いリスクと位置づけ、「情報セキュリティ委員会」により、情報漏洩や情報システムが正常に機能しないことによるリスクに対し事業継続を確保する体制構築を図る。

また、当社各部門および各子会社は、所轄業務に関する規定類の整備、教育の実施、リスクの洗い出し、継続的な改善活動を通じてリスク管理に取り組む。

更に、当社は、当社グループに火災・地震など自然災害・法定感染症のまん延など、緊急事態が発生した場合の対処方法、緊急事態後の修復方法、事業継続計画を「危機管理マニュアル」・「危機管理基準」に定め、当社グループが被る損害の最小化に努める。

2) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、法令で定められた事項およびグループ経営の基本方針などグループ全体の経営に関する重要事項の決定を行う。

グループ全体の経営に関する重要事項には、グループでの「中期経営計画」の策定などがあり、グループ全体での目標が設定され、グループの全役職員がこれを共有する。

更に、当社は、執行役員制度を導入し、執行役員に業務執行権限を与えることにより、取締役が経営の重要な意思決定および業務執行状況の監視、監督に注力することで、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。

取締役および執行役員をもって構成される「経営会議」において、取締役会から委譲された事項、社内規定の制定・改定に関する事項を決議するとともに、経営方針の具体化や事業環境の分析、ならびに各部門の重要情報の共有化を図り、的確かつ迅速な意思決定に資する。

なお、経営会議メンバーとグループ子会社社長等で構成されるトップ マネジメント カンファレンス（ＴＭＣ）を設け、当社グループ全体での経営戦略および経営課題の共有を図る。

当社各部門は、経営会議で定められた「組織・分掌・権限マニュアル」に則り、また、当社の各子会社は、「グループ子会社管理マニュアル」とその下位規定である「グループ子会社管理基準」を遵守し、組織・権限・業務分掌に関する規定やその他必要な規定を整備・運用することにより、実施すべき具体的な施策を決定、実行することで、業務の効率化を図る。

- 3) 当社の使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが法令遵守・企業倫理の基本姿勢を明確にし、企業としての社会的責任に応えるため「ニチリングroup企業行動憲章」・「ニチリングroupコンプライアンス方針」を定める。

当社グループの役職員は、「ニチリングroup企業行動憲章」・「ニチリングroupコンプライアンス方針」に従い、法令および定款を遵守するとともに、人権を尊重し、ハラスメントのない活気ある職場づくりに取り組む。また、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力との関係を遮断し不当な要求等には毅然とした態度でこれを排除する。

当社および各子会社は、全役職員が法令および定款を遵守した行動を実践するため、「コンプライアンスマニュアル」を定め、これを周知し徹底することで、コンプライアンス体制の整備・向上を図る。

また、経営会議メンバーとグループ子会社社長等で構成されるトップ マネジメント カンファレンス（TMC）において、コンプライアンスをはじめとする各種研修やグループ内部統制に関する検討会を実施し、グループにおける内部統制強化につなげる。

当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの社内体制構築およびグループへのコンプライアンス支援を行う。

「コンプライアンス委員会」は、法令および定款の遵守について、当社の使用人ならびに当社の子会社の取締役等および使用人への継続的な実効性のある啓蒙・教育活動を行うとともに、法令等の違反または違反の恐れのある行為についての通報受付窓口（ニチリンヘルプライン〔子会社からのホットライン・外部通報受付窓口を含む〕）を設け、これを周知し徹底することで、コンプライアンス意識の徹底を図る。更に、「公益通報者保護法」に基づき、通報者に不利益が生じないことを徹底する。

また、内部監査室は、当社各部門および子会社への業務の監査を通じて法令等への遵守状況を監視する。

また、各子会社に対しては、当社の役員を派遣、または、地域統括役員として任命し、当社からの派遣取締役相互による子会社経営管理の充実を図る。

なお、子会社の取締役会については、合併会社を除き、少なくとも3カ月に1回の開催を求める。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人と当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役がこれを置くことを求めた場合には、当該使用人の配置と人事上の独立性、および監査役からの指示の実効性確保に関して十分な配慮を行う。

なお、内部監査室は、監査役との連携を密にする。

⑥ 当社の取締役および使用人、ならびに子会社の取締役等および使用人、または、これらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する事項

当社グループの役職員は、法令で定められた事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項について当社監査役に報告する。

また、コンプライアンスに関する通報受付窓口として当社監査役への通報も可能とする。

なお、当社監査役が重要な意思決定の過程、業務の執行状況を把握するために、当社および各子会社は、重要な会議への出席および業務執行に関する重要な文書の閲覧を確保する。

⑦ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

当社および各子会社は、「コンプライアンスマニュアル」において、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けない旨を明記する。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払、または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または、債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門による審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これを処理する。

監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役職員は、当社監査役会の監査計画を十分に認識し、監査役による各部門および各子会社への調査、その他ヒアリングなどの監査活動に協力する。

また、当社は、代表取締役と監査役との定期的な意見交換を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務の執行

取締役会は、取締役8名（社外取締役3名を含む）で構成されております。当事業年度において、取締役会を14回（定時取締役会13回及び臨時取締役会1回）開催し、各議案についての審議を行い、重要事項を決定するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な意思決定を行っております。また、組織・分掌・権限に関する規定により、業務執行に係る責任の明確化を図っております。

② 子会社の管理体制

当社および子会社は、グループ全体および各社毎の経営方針・経営計画を策定し、2024年12月に開催されたトップ マネジメント カンファレンス（TMC）にて、グループ全体および各社毎の2025年度の経営目標を共有しております。

なお、子会社の経営管理を担当する経営企画部は、「グループ子会社管理マニュアル」に従い、経営上の重要事項について適宜、取締役会で報告しております。また、財務経理部は子会社の月次決算について、毎月の取締役会で報告しております。

また、当社取締役会および「経営会議」（当事業年度において10回開催）において、子会社に関する重要事項を審議・決定し、子会社の業務執行を管理しております。

なお、内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施しております。

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」については、「内部統制委員会」（当事業年度において4回開催）が内部統制の整備・運用・評価のための年度計画を決定するとともに、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、その結果を取締役に報告しております。

③ リスク管理

当社および子会社の主要なリスクについては、「経営会議」で報告・審議され、その対策を実施しております。

なお、重要な事項については取締役会に報告することとなっております。

また、品質・環境・安全等のリスクについては、それぞれの専門委員会により審議し、対策を実施しております。

情報セキュリティについては、2022年度より「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの強化に向けた活動を進めております。当事業年度においては、「グループ情報システムガイドライン」（グループ子会社管理マニュアルの下位基準）の改定を実施し、グループ全体での情報セキュリティの確保とサイバー攻撃への対策強化を図りました。社内ルールの整備に加え、システム停止発生等の非常時に備えた代替手段について検討しております。併せて情報セキュリティ確保に向けた取り組みの適正性や有効性を確認するため、情報セキュリティ内

部監査を実施しております。今後も適切な情報セキュリティの確保に向け、円滑かつ効果的な取り組みを進めます。

また、2024年12月に開催されたトップ マネジメント カンファレンス（TMC）では、顕在化しているサイバーインシデント、また、ランサムウェア被害の拡大を踏まえたサイバーリスクへ求められるセキュリティに関する企業体制および対策について研修を実施しております。（2024年12月5日「～サイバーリスク研修～敵を知り己を知れば百戦危うからず」）

グローバルに事業活動を行う当社および子会社におけるリスク管理の重要性についても、外部講師を招き、研修を実施しております。（2024年12月5日「ニチリングループのリスク管理について」）

④ コンプライアンス

コンプライアンスの推進については、ニチリングループサステナビリティ基本方針、ニチリングループコンプライアンス方針などの各方針をニチリグループポリシーとして、社内Webに掲載し、グループ各社にて毎年教育を実施するよう要請し、教育が行われたことを確認しております。

「コンプライアンス委員会」は、当社および子会社に対して、当該事項に係る教育を指示し、その有効性を確認するため、「コンプライアンスアンケート」を実施し、浸透状況の確認を行いました。その結果は、同委員会で審議され、是正が必要な事項については改善を図っております。

ニチリングループ人権方針では、『差別とハラスメントの禁止』を掲げ、個人の尊厳を傷つける一切のハラスメント行為を行わないことを宣言しております。2024年11月・12月には職場におけるハラスメント防止、ハラスメントを発生させない環境づくりを目的とし、外部講師を招き「ハラスメント防止研修」を管理職を除く従業員対象に実施しました。今後もハラスメント行為が発生しないよう、また、万一発生しても適切な対応が出来るよう、職場における環境整備を含め取り組みを進めてまいります。

また、従業員の多様性・人格・個性および自主性を尊重した人材育成を推進するため「ニチリングループ人材育成方針」を新たに制定しました。今後も、性別や国籍などの違いにとらわれることなく、従業員個々にとって有効かつ適切な方法で人材育成を取り組んでまいります。

⑤ 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会など重要な社内会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うほか、必要に応じて子会社の調査も実施することで、取締役の職務執行、当社グループの内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運営について助言を行っております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) (単位: 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,158	2,004	41,293	△1,881	43,574
当期変動額					
剰余金の配当			△2,329		△2,329
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,171		6,171
自己株式の取得				△1,032	△1,032
譲渡制限付株式報酬		18		21	39
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	18	3,841	△1,011	2,848
当期末残高	2,158	2,023	45,135	△2,892	46,423

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	984	1,385	5,397	114	7,882	6,890	58,347
当期変動額							
剰余金の配当							△2,329
親会社株主に帰属する 当期純利益							6,171
自己株式の取得							△1,032
譲渡制限付株式報酬							39
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△65		2,525	6	2,467	194	2,661
当期変動額合計	△65	－	2,525	6	2,467	194	5,509
当期末残高	918	1,385	7,923	121	10,349	7,085	63,857

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称は、事業報告の「1 企業集団の現況(3)重要な子会社の状況」の項目に記載のとおりであります。

当連結会計年度において、上海日輪汽车配件有限公司は、2024年7月8日付で所定の手続きが終了し清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の非連結子会社数

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちNICHIRIN IMPERIAL AUTOPARTS INDIA PVT., LTD.の決算日は、3月31日であります。

当連結会計年度の連結計算書類作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの----時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等-----移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 20年～38年

機械装置 8年～11年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関連資産については耐用年数（5年間）により、償却を実施することとしております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、操舵用・制動用・空調用など自動車用各種ホース類の製造及び販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しております。

国内販売においては主に顧客への製品着荷時又は顧客による製品検収時に、輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

また、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引等においては、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することとしております。

取引価格については、顧客との契約において約束された対価から、値引き等の顧客への将来返金見込み額を返金負債として控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社および国内連結子会社は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を、また、在外連結子会社は先入先出法による低価法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)に変更しております。

この評価方法の変更は、グループ内最適生産拠点の見直しや仕入価格のボラティリティの高まりを契機に、期間損益計算をより適正にするために行ったものであります。

なお、当該変更が、当連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、33,545百万円であります。

2. 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

担保資産

建物及び構築物	2,608百万円
機械装置及び運搬具	1,993
土地	2,012
合計	6,614百万円

担保付債務

長期借入金	198百万円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	

3. 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

商品及び製品	5,661百万円
仕掛品	4,747
原材料及び貯蔵品	3,901
合計	14,310百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年12月31日

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 2,245百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

なお、当該事業用土地の2024年12月31日における時価の合計額は1,276百万円であり、再評価後の帳簿価額の合計を969百万円下回っております。

5. 当座貸越契約

当社グループは運転資金枠を確保し、資金調達の機動性と安定性を高めるため、取引金融機関との間で当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末の当座貸越契約は以下のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,848百万円
借入実行残高	—
差引額	2,848百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表（収益認識に関する注記）に記載のとおりであります。

2. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	4百万円
その他	1
合計	5百万円

3. 在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益

上海日輪汽車配件有限公司を連結の範囲から除外したことに伴い、為替換算調整勘定を取り崩したものであります。

4. 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

建物及び構築物	0百万円
機械装置及び運搬具	2
その他	0
合計	2百万円

5. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

建物及び構築物	6百万円
機械装置及び運搬具	64
建設仮勘定	13
その他	6
合計	91百万円

6. 固定資産減損損失

当社グループは、資産のグルーピングは、主として事業内容を基に行い、処分予定資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取り扱っております。当社における自転車用ブレーキホース生産設備のうち受注量の減少により遊休資産となり投資額の回収が見込めなくなった一部の設備については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（143百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械及び装置143百万円であります。

なお、回収可能価額は、正味売却価額を零としております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末株式数
普通株式	14,371,500株

上記には自己株式 1,200,786株を含んでおります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	1,319	98	2023年12月31日	2024年3月28日
2024年8月9日 取締役会	普通株式	1,010	75	2024年6月30日	2024年9月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年3月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定にしております。

- ① 配当金の総額 1,330百万円
- ② 1株当たり配当額 101円 （創立110周年記念配当5円を含んでおります。）
- ③ 基準日 2024年12月31日
- ④ 効力発生日 2025年 3月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、債権有高を限度として、その一部を先物為替予約によりヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金、リース債務は、主として運転資金及び設備資金の調達を目的としたものであります。借入金の返済日は決算日後、最長で1年6ヶ月後であります。リース債務の返済日は決算日後、最長で8年3ヶ月後であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額223百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	3,700	3,700	—
資産計	3,700	3,700	—
(2) 長期借入金(※1)	291	289	△1
(3) リース債務(※2)	1,226	1,230	4
負債計	1,517	1,519	2
デリバティブ取引(※3)	△14	△14	—

(注) 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,916	－	－	1,916
社債	－	1,783	－	1,783
資産計	1,916	1,783	－	3,700

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内含む）	－	289	－	289
リース債務（1年以内含む）	－	1,230	－	1,230
負債計	－	1,519	－	1,519

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント（百万円）					
	日本	北米	中国	アジア	欧州	合計
顧客との契約から生じる収益	18,645	14,438	9,908	21,789	6,575	71,356
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	18,645	14,438	9,908	21,789	6,575	71,356

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 4,310.51円

1株当たり当期純利益 461.82円

株主資本等変動計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
						製品保証 準 備 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	2,158	2,083	8	2,092	89	2,200	22,827	5,407	30,524	△1,881	32,893
当期変動額											
製品保証準備金の積立						800		△800	－		－
剰余金の配当								△2,329	△2,329		△2,329
当期純利益								5,616	5,616		5,616
自己株式の取得										△1,032	△1,032
譲渡制限付株式報酬			18	18						21	39
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	18	18	－	800	－	2,487	3,287	△1,011	2,293
当期末残高	2,158	2,083	27	2,110	89	3,000	22,827	7,894	33,811	△2,892	35,187

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	984	1,385	2,369	35,262
当期変動額				
製品保証準備金の積立				－
剰余金の配当				△2,329
当期純利益				5,616
自己株式の取得				△1,032
譲渡制限付株式報酬				39
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△65		△65	△65
当期変動額合計	△65	－	△65	2,228
当期末残高	918	1,385	2,304	37,491

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式-----移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの-----時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等-----移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時俣法

(3) 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産-----定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 22年～38年

機械及び装置 9年

無形固定資産----- 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

リース資産----- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、操舵用・制動用・空調用など自動車用各種ホース類の製造及び販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しております。

国内販売においては主に顧客への製品着荷時又は顧客による製品検収時に、輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

また、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引等においては、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することとしております。

取引価格については、顧客との契約において約束された対価から、値引き等の顧客への将来返金見込み額を返金負債として控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用していましたが、当事業年度より、移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)に変更しております。

この評価方法の変更は、グループ内最適生産拠点の見直しや仕入価格のボラティリティの高まりを契機に、期間損益計算をより適正にするために行ったものであります。

なお、当該変更が、当計算書類に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

担保資産	
建物	2,521百万円
構築物	86
機械及び装置	1,993
土地	2,012
合計	6,614百万円
担保付債務	
長期借入金	198百万円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	

2. 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

商品及び製品	1,105百万円
仕掛品	391
原材料及び貯蔵品	832
合計	2,329百万円

3. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年12月31日

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 2,245百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

なお、当該事業用土地の2024年12月31日における時価の合計額は1,276百万円であり、再評価後の帳簿価額の合計を969百万円下回っております。

4. 有形固定資産の減価償却累計額は13,783百万円であります。

5. 保証債務

次の関係会社について、金融機関等からのリース等に対し保証を行っております。

会社名	内容	金額（百万円）
蘇州日輪汽車部件有限公司	リース	129

6. 関係会社に係る注記

区分掲記されたものの以外で、各科目に含まれている関係会社に関するものは次のとおりであります。

短期金銭債権	7,696百万円
短期金銭債務	594百万円

7. 当座貸越契約

当社は運転資金枠を確保し、資金調達の機動性と安定性を高めるため、取引金融機関との間で当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末の当座貸越契約は以下のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,400百万円
借入実行残高	—
差引額	2,400百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高は次のとおりであります。

売上高	17,125百万円
仕入高	3,969百万円
営業取引以外の取引	3,072百万円

2. 固定資産減損損失

当社は、資産のグルーピングは、主として事業内容を基に行い、処分予定資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取り扱っております。当社における自転車用ブレーキホース生産設備のうち受注量の減少により遊休資産となり投資額の回収が見込めなくなった一部の設備については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（143百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械及び装置143百万円であります。

なお、回収可能価額は、正味売却価額を零としております。

3. 関係会社清算損

当社の連結子会社である上海日輪汽车配件有限公司の清算によるものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当期末株式数
普通株式	1,200,786株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

2024年12月31日現在

繰延税金資産	
賞与引当金	29百万円
退職給付引当金	895
長期未払金	7
投資有価証券	4
関係会社株式	22
貸倒引当金	2
減価償却費	73
その他	98
繰延税金資産小計	1,134
評価性引当額	△82
繰延税金資産合計	1,052
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△405
繰延税金負債合計	△405
繰延税金資産の純額	647

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	NICHIRIN TENNESSEE INC.	所有 直接 100.0	製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	2,697	売掛金	802
子会社	NICHIRIN-FLEX U.S.A., INC.	所有 直接 100.0	製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	1,511	売掛金	423
子会社	NICHIRIN VIETNAM CO., LTD.	所有 直接 86.7 間接 13.3	製品の販売・仕入 役員の兼任	製品の販売 (注1)	3,228	売掛金	860
子会社	PT. NICHIRIN INDONESIA	所有 直接 51.0	製品の販売・仕入 役員の兼任	製品の販売 (注1)	4,520	売掛金	1,139
子会社	NICHIRIN (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接 40.0	製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	2,489	売掛金	1,175
子会社	NICHIRIN IMPERIAL AUTOPARTS INDIA PVT., LTD.	所有 直接 60.0	製品の販売 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2)	— 24	未収利息 短期貸付金 関係会社長期貸付金	8 632 1,107
子会社	蘇州日輪汽車部件有限公司	所有 直接 80.0	製品の販売・仕入 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2) 債務保証 (注3)	— 6 129	未収利息 短期貸付金	16 474
子会社	NICHIRIN SPAIN S.L.U.	所有 直接 100.0	製品の販売 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2)	— 46	未収利息 関係会社長期貸付金	2 1,318

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) リース債務に対して、債務保証を行っております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,846.56円
1株当たり当期純利益	420.31円